

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会



指宿市実行委員会



第1回宿泊・医事専門委員会



熱い鼓動 風は南から

2020

燃ゆる感動



かごしま国体・かごしま大会

——— 第75回国民体育大会 ———

——— 第20回全国障害者スポーツ大会 ———

10月3日（土）～13日（火）

10月24日（土）～26日（月）

日 時 令和2年3月4日（水）15時～

場 所 ふれあいプラザなのはな館 会議室1

会 次 第

1 開 会

2 事務局長あいさつ

3 委嘱状交付

4 審議事項

(1) 常任委員会からの委任事項

- ア 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調達要項（案）
- イ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設選定基準（案）
- ウ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医療救護対策要項（案）
- エ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医療救護実施要領（案）
- オ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市食品衛生対策要項（案）
- カ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市防疫対策要項（案）
- キ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市環境衛生対策要項（案）

(2) その他の事項

5 その他

6 閉 会

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会

第1回宿泊・医事専門委員会名簿

令和2年3月4日現在

◎：委員長，○：副委員長，※：他専門委員会と重複

番号	所 属	役 職	氏 名	区 分	出欠
1	公益社団法人指宿市観光協会	副会長	岩崎 麻友子	宿泊	○
2	一般社団法人指宿医師会	事務長	山野 ゆき子	医療・救護	×
3	鹿児島県南薩地域振興局 保健福祉環境部 指宿支所	技術主幹 兼衛生係長	下堂 蘭 正弘	医療・衛生	○
4	指宿地区食品衛生協会	副会長	坂本 聡	食品衛生	○
5	指宿市観光課	課長	※ 山元 成之	宿泊	○
6	指宿市環境政策課	課長	※ 前田 安隆	衛生	○
7	指宿市健康増進課	課長	湯之上 美奈子	医療・救護	○

【事務局】

番号	所 属	役 職	氏 名	区 分	出欠
1	産業振興部 国体・スポーツ コンベンション推進室	部長	川路 潔	事務局長	○
2		室長	大迫 格史	事務局次長	○
3		主幹兼 係長	打越 貴人	競技輸送班長	○
4		主査	吉原 一幸	競技輸送班員	○
5		主事	田中 滉一郎	競技輸送班員	○
6		臨時的 任用職員	伊藤 加奈子	競技輸送班員	○

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会会則

第1章 総則

(設置)

第1条 第75回国民体育大会（冬季大会を除く。）及び第20回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）において本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）に必要な事業を行うため、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「本会」という。）を置く。

(事業)

第2条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び総合計画・準備・運営に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第3条 本会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他関係機関及び団体の代表者及び役職員
- (2) 市議会議員
- (3) 市関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他両大会の開催準備及び運営に関係のある者のほか、会長が特に必要と認める者

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内

(3) 常任委員 50 名以内

(4) 監事 2 名

(役員の選任)

第 5 条 会長は、市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第 11 条第 7 項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第 7 条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の代表者及び役職員でなくなった場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前 2 項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第 8 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、助言する。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第 3 章 会議

(会議の種類)

第9条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会の開催基本方針に関する事。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) その他重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じ
て次の総会に報告する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告し、承認を得なければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告する。

4 第7条の規定は、専門委員の任期について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を産業振興部内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第 15 条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 16 条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 補則

(委任)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 28 年 6 月 28 日から施行する。

(会計年度の特例)

2 平成 28 年度の会計年度は、第 17 条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この会則は、平成 30 年 5 月 14 日から施行する。

2 この会則施行の際、現に第 75 回国民体育大会指宿市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 指宿市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「両大会」という。）指宿市実行委員会会則第12条第5項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 各委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、両大会指宿市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月24日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務・広報専門委員会	1 開催準備総合計画に関すること 2 広報の基本的事項に関すること 3 市民運動の基本的事項に関すること 4 その他広報及び市民運動に係る重要な事項に関すること 5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること	1 開催準備総合計画の進行管理に関すること 2 文化プログラムに関すること 3 広報及び啓発の実施に関すること 4 市民運動の実施に関すること 5 報道機関との調整に関すること 6 記録映像及び記録写真に関すること 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること（重要なものを除く。）
競技・式典専門委員会	1 公開競技及びデモンストラーションスポーツの選定に関すること 2 競技施設の整備に係る計画の策定に関すること 3 実施競技の企画及び運営に係る計画の策定に関すること 4 その他実施競技の企画及び運営に係る重要な事項に関すること 5 式典の基本的事項に関すること 6 その他式典に係る重要な事項に関すること	1 実施競技の運営に関するもののうち、次に掲げるもの (1) 競技用具に関すること (2) リハーサル大会に関すること (3) 競技記録に関すること (4) その他実施競技の企画及び運営に関すること（重要なものを除く。） 2 競技役員等の養成及び編成に関すること 3 開始・表彰式の企画及び運営に関すること 4 式典音楽の実施に関すること 5 式典演技の実施に関すること 6 炬火リレーの実施に関すること 7 その他式典に関すること（重要なものを除く。）

名称	付 託 事 項	委 任 事 項
宿泊・医事専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関する こと 2 医事・衛生の基本的事項に 関すること 3 その他宿泊及び医事・衛生 に係る重要な事項に関するこ と	1 宿泊に関すること 2 医療救護及び防疫に関するこ と 3 食品衛生及び環境衛生に関す ること 4 その他宿泊及び医事・衛生に関 すること（重要なものを除く。）
輸送・警備専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項 に関すること 2 その他輸送及び交通に係る 重要な事項に関すること 3 警備及び消防防災の基本的 事項に関すること 4 その他警備及び消防防災に 係る重要な事項に関すること	1 県外参加者等の輸送に関する こと 2 競技会場地の輸送に関するこ と 3 その他輸送及び交通に関する こと（重要なものを除く。） 4 競技会場地の警備及び消防防 災に関すること 5 その他警備及び消防防災に関 すること（重要なものを除く。）

議 事

審 議 事 項

- (1) 常任委員会からの委任事項

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調達要項（案）

1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市宿泊基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「国体参加者」という。）に提供する弁当の調達について、万全を期すため必要な事項を定める。

2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、国体参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成する。

4 弁当の種類及び調達期間

(1) 幹旋弁当

選手・監督、視察員、報道員、競技会係員等のうち弁当を希望するものに、幹旋する弁当

(2) 支給弁当

大会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員等に、支給する弁当

(3) 調達期間

調達期間は、幹旋弁当にあっては、国体の競技会会期期間、支給弁当にあっては、国体の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

5 弁当調製施設の指定及び取消

(1) 弁当調製施設については、別に定める弁当調製施設選定基準に基づき実行委員会が指定する。

(2) 実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、当該弁当調製施設に燃ゆる感動かごしま国体指宿市弁当調製施設指定書（第1号様式）を交付する。

(3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、燃ゆる感動かごしま国体指宿市弁当調製施設指定取消書（第2号様式）により指定を取り消すことができる。

ア 食品衛生法関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

- イ 食品衛生法関係法令に基づく許可の取消し，営業の全部又は，一部の禁止，若しくは，期間を定めての停止処分を受けたとき。
- ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- エ その他実行委員会が不適當と認めたとき。

6 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し，衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

第1号様式

燃ゆる感動かごしま国体指宿市弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
指宿市実行委員会 会長 豊留 悦男

燃ゆる感動かごしま国体における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
指定期間	

第2号様式

燃ゆる感動かごしま国体指宿市弁当調製施設指定取消書

令和 年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
指宿市実行委員会 会長 豊留 悦男

燃ゆる感動かごしま国体における指定弁当調製施設の指定を次の事由により取り消します。

記

指定取消事由	
--------	--

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設選定基準（案）

1 趣旨

この選定基準は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調達要項（案）に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における弁当調製施設の選定について、万全を期すため必要な事項を定める。

2 国民体育大会に対しての理解

国体に理解があり、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 対象施設

- (1) 指宿市内に事業所所在地がある業者。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 食品衛生法等の関係法令の規定による営業許可を受けている業者。

4 施設の衛生管理

- (1) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票での評価が直近（6か月以内）で80点以上であること。
- (2) 過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (3) 検食は、完成した弁当とマジックで日付を書いた紙を清潔な容器（ビニール等）に密閉して1日分ずつ－20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国体開催前の1か月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの。）を実施すること。

なお、実行委員会から指示があった場合は、ノロウイルスの検査を別途行うこと。

- (5) 食品賠償保険等に参加していること。
- (6) 実行委員会が指定した時刻及び場所に、衛生的に配達できること。
- (7) 弁当容器に以下の項目をラベルシート等で表示できること。

ア 弁当の名称

イ 原材料名（アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。）

ウ 食品添加物

エ 消費期限（時刻まで表示）

オ 保存方法

カ 製造所所在地・製造者名

キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示

ク その他実行委員会が指示する表示

5 施設の調製能力

- (1) 国体期間中の提供可能数が、平日、土、日曜日とも1日当たり100食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- (3) メニューの日替わりが可能であること。
- (4) 栄養バランス・カロリー等に配慮したメニューでの提供が可能であること。

6 施設の対応能力

- (1) 単価に応じた弁当の調製が可能であり、実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (2) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用ビニール袋の提供が可能であること。
- (3) 弁当は保冷効果が持続し、かつ運搬が容易で清潔なダンボール箱等に梱包して納入できること。
- (4) 前日午後6時までの発注で、翌日午前10時30分までの納入が可能であること。
- (5) 配達同日に弁当容器等を回収できること。
- (6) サンプル調査を行うためのサンプルを実行委員会の指示に基づき提供し、当該調査において指摘されたことを改善することが可能であること。
- (7) 荒天等により、競技開催に中止等の変更があった場合、弁当の調製及び納入については実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

7 その他

- (1) 原則として3年以上の営業実績があること。
- (2) 食品に関する法律諸規定が遵守されていること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 上・下水道等の使用料の滞納がないこと。

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医療救護対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医事・衛生基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における医療救護対策について、万全を期すため必要な事項を定める。

2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置及び役割

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて看護師、保健師及び係員を配置する。

(3) 救護所における医療救護

救護所は、傷病者に対する応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

(4) その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。医薬品はドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

4 練習会場における医療救護

練習会場に、医薬品等を配備し、係員が必要に応じて提供する。

5 炬火イベント等における医療救護

本市における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

6 宿舎における医療救護

選手・監督、役員、視察員、報道員等の国体参加者が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の案内、または救急自動車の出動要請を行うとともに、その旨を燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実施本部に連絡する。また、実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

7 医療費の負担

医療機関における受診や治療にかかる医療費は、全て受診者が負担するものとする。

る。

8 その他

この要項に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医療救護実施要領（案）

1 趣旨

この要領は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医療救護対策要項に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における医療救護の実施について、万全を期すため必要な事項を定める。

2 競技会場における医療救護

(1) 救護所の設置

ア 競技会場に救護所を設置し、必要に応じて看護師、保健師及び係員を配置する。

イ 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。医薬品はドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

(2) 救護所の設置時間

原則として、競技開始30分前から競技または式典の終了時までとし、必要に応じて延長することができるものとする。

(3) 医療救護係の業務

ア 傷病者が発生した場合は、応急処置を行うとともに、傷病者受付簿（第1号様式）、必要に応じて処置記録兼診療依頼書（第2号様式）に所定の事項を記入する。

イ 傷病者を医療機関に移送する必要があるときは、車両等での搬送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、選手・監督の場合は必ずチーム関係者が同行し、処置記録兼診療依頼書（第2号様式）を持参する。

ウ 傷病者を医療機関に移送したときは、経過を確認し、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実施本部（以下「実施本部」という。）に報告する。

エ 当日の業務終了後、次の書類を実施本部に提出する。

(ア) 傷病者受付簿（第1号様式）

(イ) 処置記録兼診療依頼書（第2号様式）

(ウ) 取扱傷病者一覧表（第3号様式）

3 練習会場における医療救護

(1) 医薬品の配置

練習会場に医薬品を配備し、係員が必要に応じて提供する。

(2) 練習会場係の業務

傷病者を医療機関に移送する必要があるときは、車両等での搬送又は、救急自動車等の出動を要請する。この場合、選手・監督の場合は、必ずチーム関係者が同行すること。医療機関に移送したときは、速やかに実施本部へ報告する。

4 宿舎における医療救護

選手・監督，役員，視察員，報道員等の国体参加者に傷病者が発生した場合は，医療機関を案内するなど宿舎提供者が対応し，必要に応じて救急自動車等の出動要請を行うとともに，宿舎提供者がその旨を実施本部に連絡する。

なお，選手・監督が医療機関を受診する場合は，必ずチーム関係者が同行すること。

5 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への報告

- (1) 国体期間中に入院患者が発生した場合は，速やかに入院患者発生速報（第4号様式）により，県実行委員会に報告する。
- (2) 全競技終了後，取扱傷病者一覧表（第3号様式）を競技会場ごとにとりまとめ，県実行委員会に報告する。

6 その他

この要領に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

傷病者受付簿

【取扱救護所】

発症日時	令和2年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他 ()
傷病者 情報	ふりがな 名 前 男・女 住 所 保護者（傷病者が未成年の場合） 名 前	生年月日	T・S・H・R 年 月 日 歳
		電話番号	- -
		傷病名	熱中症・嘔吐・打撲・創傷 その他 ()
発生原因 及び状況 指示等			

発症日時	令和2年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他 ()
傷病者 情報	ふりがな 名 前 男・女 住 所 保護者（傷病者が未成年の場合） 名 前	生年月日	T・S・H・R 年 月 日 歳
		電話番号	- -
		傷病名	熱中症・嘔吐・打撲・創傷 その他 ()
発生原因 及び状況 指示等			

参加区分

その他とは競技補助員、競技会補助員(ボランティア)、競技会係員(市職員)、業者等

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所		救護所		発行番号	No				
発症場所		式典中 競技中 観戦中 移動中 その他()		発行日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃				
				参加区分	選手 監督 役員 観客 その他()				
傷病者情報	ふりがな 氏名 生年月日 他	男・女 T・S・H・R 年 月 日生 歳		競技名					
				会場名					
	住所 連絡先	都道府県名() TEL: - - 携帯: - -		宿舎名					
				付添人 (続柄)	() 携帯: - -				
			保険証所持の有無		有 ・ 無				
	発生原因 及び状況								
応急処置の内容	受傷内容		胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 歯牙外傷 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 創傷 その他()						
	受傷部位								
	発症(事故)原因								
	バイタルサイン等	体温	℃	脈拍	/min	血圧	/ mmHg	SpO2	%
	処置内容		処置時間: 午前・午後 時 分						
	使用医薬品								
	現病歴		(服薬)						
	既往歴								
	備考								
	搬送		有 ・ 無						
救護所看護師等氏名									

搬送先医療機関 担当医 様

燃ゆる感動かごしま国体において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 2年 月 日
燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会
会長 豊留 悦男

※本書を医療機関に送付すること並びに医療機関から、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに国民体育大会・障害者スポーツ大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

患者同意欄(サイン)

F A X 送 信 用

令和 2 年 月 日

宛 先	燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会 救護本部 宛		
	F A X :		
発 信 者 (ゴ ム 印 可)	医療機関名	担当者 (所属)	
	住所	(氏名)	
	T E L :		F A X :

※下記の診療内容欄に記入後、この用紙(裏面)のみを「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会事務局」までFAXで送信いただきますようお願いいたします。
(本紙の記入は医師以外の方が記入しても構いません。)

医療機関における診察状況	
傷 病 者 名	
傷 病 名	
治 療 内 容 使 用 医 薬 品	
そ の 他	診療医師名 :

【救護所で記入】

取 扱 救 護 所	救護所	診 療 依 頼 書 発 行 番 号	No.
-----------	-----	-------------------	-----

取扱傷病者一覧表

取扱救護所：_____

令和 2年 月 日（ ）

区分		救護班及び移動救護班取扱傷病者数						医療機関搬送者の数					
		選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害	男												
	女												
感冒	男												
	女												
貧血	男												
	女												
頭痛	男												
	女												
熱中症	男												
	女												
疲労	男												
	女												
眼症	男												
	女												
耳症	男												
	女												
歯牙外傷	男												
	女												
打撲	男												
	女												
捻挫	男												
	女												
骨折	男												
	女												
脱臼	男												
	女												
筋腱断裂	男												
	女												
創傷	男												
	女												
その他	男												
	女												
男 計													
女 計													
合計													

入 院 患 者 発 生 速 報

令和2年 月 日 () 午前・午後 時 分

宛 先	燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会 医療救護担当 宛 FAX:		
会 場 地 実 行 委 員 会 名	競 技 会 場 名	競 技 名	報 告 者 氏 名
指宿市実行委員会			

患 者	ふ り が な 氏 名	男・女	参 加 区 分	選手 ・ 監督 役員 ・ 観客 その他 ()
	生 年 月 日 等	T・S・H・R 年 月 日生		
	都 道 府 県		競 技 種 目	
宿 舎 名				
発 生 時 間				
発 生 場 所				
発 生 原 因 及 び 状 況				
症 状				
競 技 参 加 の 支 障 の 有 無				
入 院 先 医 療 機 関 名				
使 用 医 薬 品				
備 考				

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医事・衛生基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における食品衛生対策について、万全を期すため必要な事項を定める。

2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上と普及啓発

飲食物による事故の発生を予防するため、国体に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「国体参加者」という。）及び一般観覧者等に対し、食品衛生意識の普及啓発を行い、食品衛生に対する意識の向上に努める。

(2) 食品取扱施設等への監視・指導

食品取扱施設等に対する監視・指導を実施し、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの徹底を図る。特に、国体参加者の宿舎、大会に関係する弁当調製施設、競技会場内の食品取扱施設に対しては、重点的に監視・指導を行う。

(3) 食中毒発生時の対応

国体参加者に食中毒患者が発生した場合は、保健所等、関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医事・衛生基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における防疫対策について、万全を期すため必要な事項を定める。

2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 感染症予防に対する意識の向上と普及啓発

感染症の発生予防のため、国体に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「国体参加者」という。）及び一般観覧者等に対し、衛生意識の普及啓発を行い、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に対する意識の向上に努める。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

国体参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し国体参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

国体参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医事・衛生基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技における環境衛生対策について、万全を期すため必要な事項を定める。

2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場、練習会場及び駐車場等の清掃など、会場を清潔に保持するよう努める。

(2) 生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場、練習会場、駐車場及び宿舎の周辺における道路・河川・公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄・空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(3) 宿舎の衛生管理

関係機関・団体等と連携し、宿舎管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるよう、宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(4) 廃棄物の適正処理

競技会場等における、廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルに努める。また、リサイクルできない廃棄物については、適正な処理を行う。

(5) 衛生害虫の対策

関係機関・団体等の協力を得て、競技会場及び宿舎等の清潔な環境を維持し、ねずみ及び衛生害虫の発生防止対策の啓発、予防・駆除の指導に努める。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者は、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、飲料水の衛生保持に努める。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

参 考 資 料

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市宿泊基本計画

1 目的

第75回国民体育国体「燃ゆる感動かごしま国体」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「国体参加者」という。）の宿泊について、「指宿市開催準備総合計画」及び県の「宿泊基本方針」に基づき、国体参加者が万全の体調のもと、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう、快適な宿泊環境を提供することを目的とする。

2 内容

(1) 宿舎

ア 国体参加者の宿舎は、原則として指宿市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。

イ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる旅館等は利用しない。

(2) 配宿

ア 選手・監督及び役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況などを勘案し、決定する。

イ 選手・監督を除く国体参加者の配宿は、原則として選手・監督の宿舎とは別にする。

(3) 宿泊料金

国体参加者の宿泊料金は、県実行委員会と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

国体参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、豊かな自然に育まれた地元産食材を取り入れるなど、郷土色豊かなものとするとともに、食物アレルギーにも配慮するものとする。

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医事・衛生基本計画

1 目的

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「国体参加者」という。）の傷病の発生等について、「指宿市開催準備総合計画」及び県の「医事・衛生基本方針」に基づき、万全な医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 医療救護

国体参加者の傷病の発生に速やかに対応するため、関係機関・団体等の協力を得て、万全な医療体制を整える。

(2) 防疫

国体参加者の感染症発生を防止するため、県・関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、衛生に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

国体参加者に安心して安全な飲食物を提供するため、県・関係機関・団体等の協力を得て、宿舍及び競技会場等において、食品衛生に対する取り組みの徹底を図る。

(4) 環境衛生

国体参加者に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等の協力はもとより、広く市民の理解を得て、宿舍及び競技会場等において、環境衛生に対する取り組みの徹底を図る。



みんなで応援しよう!

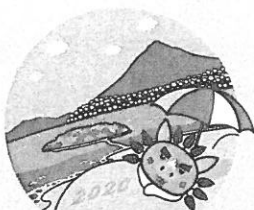


燃ゆる感動

かごしま国体・かごしま大会

第75回国民体育大会

第20回全国障害者スポーツ大会



指宿市開催競技

ゲートボール
9/ 26日土~27日日

指宿市営陸上競技場



成年女子ソフトボール
10/ 4日土~6日火

開間総合グラウンド



バドミントン
10/ 9日金~12日月

指宿総合体育館



グラウンドソフトボール
10/ 24日土~25日日

開間総合グラウンド



2020

お問い合わせ先

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会事務局
(指宿市役所 国体・スポーツコンベンション推進室内)

〒891-0404 指宿市東方9300番地1
ふれあいプラザなのはな館
TEL 0993-23-1014 FAX 0993-23-1004

